

令和3年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年9月7日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月8日 午前10時00分		
	散 会	9月8日 午後2時00分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	8	與 那 勝 治	9	山 城 太
職務のため議場 に出席したもの	事務局長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	副 村 長	比 嘉 克 雄	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	教 育 長	玉 城 奎	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	企画財政課長	田 港 朝 津	建 設 課 長 補 佐 兼 土 木 建 築 第 1 係 長	與 那 嶺 進
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	経 済 課 長	久 田 哲 史		

令和3年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第2号

令和3年9月8日(水曜日)

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ **座間味 薫 議長** ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次、発言を許します。6番吉田清尊議員の発言を許します。6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** ただいまから通告に従いまして、一般質問を行います。

質問事項1. 名護東道路と今帰仁村と本部町を結ぶ新規の道路建設について。

私は令和元年9月に名護市東道路から今帰仁村嵐山と村内各地を通り、海洋博公園を結ぶ将来計画4車線の高規格道路の建設を提案し、一般質問しました。私の一般質問に国道事務所では、「名護東道路の延長計画は今後、今帰仁村や本部町と意見交換を行い計画していきたい。今帰仁村は関係部局と積極的に意見交換や要請等を行っていきたい」との答弁がありました。その後の沖縄国道事務所等との協議や要請の詳細を村長にお伺いします。今帰仁村嵐山のテーマパーク、本部港の国際クルーズ船形成港湾、「やんばるの森」ユネスコ世界自然遺産への登録で、観光客は着実に増加が見込まれています。名護東道路から延伸の将来計画4車線の今帰仁村への道路建設は、北部地域の生活用道路として、経済・教育・福祉・医療・防災等の充実強化と発展に大きく寄与します。今帰仁村と名護市と本部町を中心に、北部12市町村と関係各機関と連携して沖縄総合事務局、沖縄県、国・政府等と協議を重ね要請を加速させていただきたい。名護東道路から今帰仁村と本部町への新規の道路建設実現にどのように取り組む考え、計画でしょうか村長の見解をお伺いします。

質問事項2. 鉄軌道導入で光輝く今帰仁村づくりについて。

平成28年に鉄軌道導入シンポジウムが名桜大学で開催されました。席上、内閣府の鉄道計画に関わった琉球大学名誉教授が基調講演を行いました。私はこの琉球大学名誉教授と今帰仁村から南部まで、大型バスで沖縄県内のまちづくり研修にご一緒しました。その機会に琉球大学名誉教授に、沖縄県の均衡ある発展には鉄軌道を那覇空港から名護市までのルートではなく、今帰仁村を通り本部町につながるルートがいいとの私の思いと考えをお話ししました。これに対し琉球大学名誉教授は、内閣府において海洋博記念公園への鉄軌道導入を考えている。しかし、北部の市町村から要望がないと内閣府から鉄軌道を導入することはあり得ないとのことでした。鉄軌道の導入は北部地域の生活力の向上、経済、教育、文化、防災力の向上と発展に大きな力を発揮します。今帰仁村と名護市と本部町を中心に、北部の関係機関と連携して最初に沖縄県、そして次に内閣府をはじめ政府等に要請する考え、計画について村長の見解をお伺いします。

○ **座間味 薫 議長** 久田浩也村長。

○ **久田浩也 村長** 議員各位、傍聴席の皆さんおはようございます。それでは6番吉田清尊議員への答弁を行います。

質問事項1. 名護東道路と今帰仁村、本部町を結ぶ新規の道路建設についてお答えをいたします。新規の道路建設の実現については、本島を縦断する国道58号整備の一貫で、名護市許田から伊差川までの名護東道路が整備されました。本村としても今帰仁村と本部町への新規道路建設事業は、将来にわたり地域振興に大きく寄与するものであることから、北部市町村会で意見をまとめ、沖縄総合事務局開発建設部との

意見交換の場で要請を行いました。今後も関係機関と調整を図りながら、継続し要請をしてまいります。

質問事項2. 「鉄軌道導入で光輝く今帰仁村づくり」についてお答えをいたします。鉄軌道のルートについては、本島を南北に縦断し那覇市から名護市までを結ぶ鉄軌道導入に向け、沖縄県が調査を進めております。令和4年度沖縄振興予算概算要求において、鉄軌道導入課題詳細調査が検討されており、県の調査状況を注視してまいります。現段階においては、政府等に要請する考えはありません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 令和3年4月の新聞報道によると、沖縄総合事務局は令和3年3月31日、国や県などをつくる沖縄ブロック幹線道路協議会で、新広域道路ビジョンとビジョンを具体化するための新広域道路交通計画を策定しました。この新広域道路交通計画の中で、本部町の沖縄美ら海水族館周辺まで名護東道路を延伸する案が記載されています。村長は名護東道路を延伸する沖縄総合事務局の沖縄ブロック幹線道路協議会の新広域道路交通ビジョンを具体化するための新広域道路交通計画を新聞を見てご承知しているかお伺いします。この沖縄広域道路ネットワーク計画、このイメージ図が新聞に載っていますけれど、名護市東道路の本部町の沖縄美ら海水族館周辺まで延伸する案についてどのように考えるか、お伺いしたいと思います。これは、ほとんど今帰仁を通らない案でございます。

○ 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 おはようございます。副村長の比嘉です。6番吉田清尊議員にお答えいたします。

まず、私北部振興会で業務を携わっていた経験もありますので、その振興会の取り組みをまず踏まえて、今帰仁村での取り組み方についてお答えをしたいと思います。まず振興会においては、ご承知のとおり振興会の重点施策として、名護東道路を位置づけております。その名護市東道路の世富慶から数久田間が7月31日に開通をし、数久田から伊差川間までの距離が約6.8kmになっております。これは着工から20年かかっており、事業費は約900億円を超えているというふうに聞いております。ちなみにですが、今帰仁村の今帰仁城跡から許田ICまでの所要時間が45分だったのが、11分短縮されて34分になっています。振興会としては、今後当初の全計画路線の最終区間である数久田と許田間の1.6kmありますが、その連結を今後進めていくというふうに聞いております。これまで伊差川からこの東道路の延伸については、今帰仁、本部方面への延伸を本部町それから本村一緒になって、振興会それから市町村会に要請をして振興会を通して国のほうに毎年2回5月と11月に、国のほうにこの延伸を要請をしているところであります。国が事業の採択の要件として2点ほどポイントを挙げておりますが、1つ目が住民の声が反映されていますかということと、あとその地域に計画された道路、その地域で地域振興のプロジェクトが既に進んでおりますかと、この道路が整備されることによって、最大の効果が発揮できるというストック効果というのがあります。そういったことがポイントとして挙げられております。そういうことから、今帰仁村での今後の進め方としては、今嵐山でのテーマパーク事業が進められておりますが、それを着実に推進することと、それから今帰仁城跡の関連施設の充実強化、そして本村の魅力をより高めるための各種施策を積極的に展開していくことで住民の道路に対する期待も高まっていき、名護東道路の今帰仁方面への延伸が実現していくものと考えております。そういったことから、しっかり市町村会、振興会を通して今帰仁、本部方面への要請は今後とも継続して続けていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 今細かく副村長からご説明がありました。住民の声が十分反映されているか、それからこの道路で振興のプロジェクトが進んでいるか、効果のポイントと、その3つを挙げていました。まさしくそうであります、この道路の計画を今帰仁村民に十分周知をして声を上げていただいて、やっていただきたいと思います。この4月6日の沖縄タイムス、琉球新報に載っていますこの中の総合事務局で正式な沖縄ブロック幹線道路協議会を県や那覇市、県内の関係者全てそろって協議をした、そのネットワーク計画の中の道路が東道路から嵐山のごく一部を今帰仁村に通るのか、あるいは全く通らない可能性のある図面になっているわけです。これ村長、副村長お持ちだと思いますけれど、それをぜひ今帰仁村を通すということで村長が先頭になって、副村長はまた北部地区ネットワークありますので振興会、北部市町村会、ぜひそのことを今後ことあるごとに強調していただきたいんですけど。これは村長から、ぜひそういう思いが確実にあるかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの6番吉田議員への質問にお答えをしたいというふうに思っております。

先ほど副村長からも答弁がございましたけれども、名護東道路の本部半島方面への延伸を政府が検討されているということは、皆様ご承知のことというふうに思っております。しかし、具体的内容はこれからだというふうに私共は認識をしているところではありまして、先ほどから出てきております北部テーマパーク計画、そしてその事業者と私共今帰仁村とでは、昨年10月に包括連携協定をしっかりと結んでいるところでございます。そういうところから、年間300万人そしてまた500万人を見込む来場者の受入れのインフラ整備の柱として、これをしっかり国や県に求めていくという覚悟でございますので、ご承知おきを願いたいというふうに思っているところです。以上です。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 村長、明確にお答え願いたいと思いますけれど。今帰仁通らないか、今帰仁通るとしても嵐山のごくごく一部を通るというイメージ図を総合事務局が、国や県や那覇市や県内各々と正式な協議の中で、イメージ図を新聞に発表しているわけです。新聞には提供しているわけです。これを今帰仁側にと、そういう強い思いを持っていただけませんか。今帰仁通らないと、とても今帰仁城跡も古宇利島も発展しないと思います。そのあたりの思いを今帰仁側に通していくということを今後、ことあるごとに振興会や市町村会でやっていくかお伺いします。明確にお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの6番吉田清尊議員へお答えをしたいというふうに思っております。

明確に申し上げたつもりでございますけれども、なかなか伝わってないということでございますので、再度細かく答弁をしていきたいというふうに思っております。延伸も先ほどから申し上げましているとおあり、具体的なルートを含め、構想はこれからだというふうに私共は認識しているところでございます。そしてまた本部半島には今帰仁城跡、そしてまた美ら海水族館、観光施設が点在する我々古宇利島へのアクセスを含め、道路整備のメリットが非常にこれは大きいという認識を強く持っているところでございます。したがって、今後さらに県、国に先ほど申し上げましたとおりテーマパーク事業と絡めて、需要や地

元の要望がしっかりとその声が届くように整備計画、そして整備の時期そういうところもしっかりパブリックコメントを、はい、伝わりませんか。常に私共は今帰仁側に持って行くようにということで国、県に要望しているところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 一言でよろしいですけど、今帰仁側に持ってくるという決意をお持ちかどうか、それはないのかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 6番吉田清尊議員へお答えをしたいというふうに思っております。

先ほど来申し上げましたとおり、しっかりパブリックコメントを吸い上げて抽出して、しっかり今帰仁側へ道路を導くように、これからも力強く要請を行っていききたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 村長の素晴らしい決意をお聞きして安心しております。副村長にお伺いします。この今帰仁を通らないか通るかもしれないイメージ図を総合事務局は発表しているわけですが、それを今帰仁側に、湧川の集落に下りて、天底通って仲宗根通って今泊通って、海洋博方面のそのルートにするように北部振興会や北部市町村会を含めて、いろんなルートに協力をいただいて沖縄県、国に要請、総合事務局に要請する考えがあるかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時18分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時19分)

比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 吉田清尊議員のご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、しっかりと引き続きこれまでどおり東道路の今帰仁方面、そして本部方面への要請については、力強く要請をしていきたいと考えております。それから、今議員からいただきました資料を拝見しておりますが、これはあくまでもイメージ図であるというふうに理解しております。私も本部町の副町長と5月には国道事務所の所長と意見交換をしております。その際、大城所長のほうからは、まだルートについては白紙だということで、しっかりと確認をしております。そういったことから今帰仁村としては、先ほどから村長も力強くお話ししているとおおり、しっかりと今帰仁方面への道路整備を要請をしていくということでもあります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 副村長、村長から今帰仁ルートへのご努力、ご尽力されるということでぜひ今後力を入れていただきたいと思えます。

続きまして、鉄軌道についてですけど、私は今帰仁村内の鉄軌道導入について平成28年3月と平成31年3月の定例会で、與那嶺幸人村長と喜屋武治樹村長に一般質問を行いました。久田浩也村長に「鉄軌道で輝く今帰仁村づくり」の質問事項で改めて一般質問いたします。本土では、鉄軌道導入や延長の実現に県、市町村、都道府県や市町村広域圏で10年、20年の誘致活動を行って実現をするというようなことを聞

いています。那覇空港から名護市までの鉄軌道導入が議論されていますけれど、今帰仁村、今が今帰仁村を通る本部半島には鉄軌道導入の一大チャンスと考えています。定時・定速で走る鉄軌道は、今帰仁村のみならず北部市町村の農林水産業、商工業、観光業、住民の生活力の向上、経済発展、教育・福祉・医療・防災等の充実強化に大きく寄与すると考えています。鉄軌道導入が必要だと考えます。村長、本部半島への鉄軌道導入が必要と考えるのでしょうか。あるいは必要ないと考えるのでしょうか、見解をお伺いします。必要ということでありましたら、どうして必要であるかということに、その理由についてご見解をお伺いしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 6番吉田清尊議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、吉田議員のほうから質問要旨の中にありますとおり、平成27年に広域北部振興会で鉄軌道導入のシンポジウムを開催しております。その開催に向けては、やはりその北部全体で鉄軌道の導入を促進しようということで、国への要請も行っているところでもあります。このシンポジウムの中で、タイトルは「北部地域への鉄軌道導入による経済振興の可能性を考える」というテーマで開催をしておりました。その中で、観光等の経済活動への期待は大きく産業振興に偏りがちであると、この鉄軌道についてはですね。住民の視点に立った新たな交通体系の在り方、そして構築が重要ではないかとの意見もありました。何のために鉄軌道を導入するのか住民目線の議論が重要で、観光客や住民の通勤・通学などでの活用、その必要性を北部住民が共有することが大事だということを示されております。本村におきましても鉄軌道の導入につきましては村民がどのように活用したいのか、その必要性をまずは議論していくことから始めていく必要があるのではないかと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 今副村長がおっしゃるとおりであります。この議論が今帰仁村あるいは北部地域でも大変少ないといいますか、熱意が足りないということがあります。私は琉球大学名誉教授の方と3回お目にかかる機会があって、鉄軌道導入について議論をいたしました。内閣府の鉄軌道導入に関わっている琉球大学名誉教授でございます。先生のお話では、内閣府では海洋博のほうに鉄軌道を導入してもいいと明確におっしゃっているそうです。だけど地元の意見がない、地元が盛り上がらない、地元の要望がないということで。だから、それで私はぜひとも名護市までの鉄道では名護市に下りて、またレンタカーを借りて海洋博行くと、こういうことはしないだろうと、ぜひ鉄軌道が必要だと。できましたらこれは湧川から国道58号、国道505号その形が一番いいと思います、本部半島全体で。そういうことで、ぜひ今後北部市町村会、北部振興会あるいは今帰仁村内でリモートとか、あるいは各種団体に文書での連絡もリモートとかでもよろしいかと思っておりますけれども。それを盛り上げていって、やっていくと。国はやってもいいと明確におっしゃっていると言うんですよ。これで、先ほど村長の答弁でありましたけれど、政府に要請する考えは今のところないと、これもっともです。これそうしていただきたい。今後、今帰仁村の世論を盛り上げて、北部市町村の世論を盛り上げて鉄軌道導入に前向きに考えていく考えはあるかどうか、村長お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。

○ **比嘉克雄 副村長** 今吉田議員のほうからお話がありました、内閣府がやりますというお話があったかと思いますが。平成、いつでしたかね、私共振興会で江藤大臣のときに要請をしました。私もそこに同席しておりますが、そのとき内閣府のその沖縄担当大臣のほうからの返答につきましては、鉄軌道導入については、ピーバイシーが依然と厳しいということで、たくさんの課題があると、その課題をしっかりとやはり調査をしていかなないとなかなか前に進めませんよという言葉いただいた記憶があります。ですから今回、来年度の沖縄振興予算の中にも調査事業が出て調査費が入っておりますが、そういったやはりその課題をしっかりと解決していくための調査の段階だというふうに認識しております。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** 副村長がおっしゃるとおり、調査の段階はまさにそうだと私も認識しております。今この琉球大学名誉教授の先生のお話では、地元が盛り上がり県に要請をやっていくと、そういう動きを加速させてあらゆるルートを使って要請を県にすると、そういうことをしないと実現しないですよ。そういう北部市町村と沖縄県の意見の一致がきっちり合っでできる、ということを強調されています。そういうことで、ぜひこれを実現させていただきたいんですけど。そういうことで、今後北部市町村と連携して鉄軌道導入について前向きに行動していくと、ご尽力する考えがあるかどうか、これはトップである村長のご見解をお伺いします。

○ **座間味 薫 議長** 久田浩也村長。

○ **久田浩也 村長** 6番吉田清尊議員へお答えをしたいというふうに思っております。

この鉄軌道の進捗状況でありますけれども、県においては平成30年に構想段階における計画書を策定をしているところから、令和元年度には国から課題として示されている費用便益比について、いわゆる費用対効果だというふうに認識しているところでございますけれども。これで現状で考える合理的な手法といいますか、そういうものを検討しているという試算は、今行っている状況だというふうにお伺いしているところでございます。そして先ほど来、吉田議員が仰せのとおり令和2年度には学識経験者で構成する委員会において、算定手法などにおいて評価を今、評価をいただいたというところまでは、お伺いしております。そしてまた県の今後の動向でありますけれども、県においては鉄軌道の持続的運営の観点から今構想を練っているところで、駅やレールなどのインフラ部分は公共が整備保有し、事業所は運行のみを行う全国新幹線整備法を参考とした特例制度創設、この特例制度創設が不可欠だというふうに認識をしているというふうに県のほうからお伺いしているところでございます。これらを踏まえて、新たな沖縄振興の制度提言において今後創生づくりに求めていくとしているところから県、国の動向をしっかりと注視をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。その動向を見ながら、しかるべき時期が来たならば、しっかりこれは議論を深めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** 栃木県の宇都宮ライトレールということで、今これが着々と進んでおります。これは用地取得とか、鉄道の建設は国の予算とかでやっていくと、運営をその地域の方々に株式会社を含めて民間も含めて、地方公共団体も含めてやっていくということでもあります。そういうことで、予算的な

ものを引き出していける方法があるわけです。先ほど村長、明確なお答えがなかったですけど。明確にこの長なくてよろしいですので、今後北部、本部半島に鉄道を導入していくことについて、ご尽力ご努力されるかどうかこの後からじゃなくて、もう遅いです、もう那覇市とかほかの市町村は全部動いていますから。そういう思いがはっきりあるのかどうか、これをお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 先ほどからの答弁となりますが、第一義的にはしっかり住民のニーズ、意向をしっかりと拾い上げて、本当にその必要だと今帰仁村民がこの鉄軌道が必要だということもしっかり拾い上げて、それから北部全体で共有しながらしっかりと進めていくという、段階的に取り組んでいく必要があるのではないかという認識であります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 -----

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 -----

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 -----

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時34分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時35分)

山城 太 議会運営委員長。

○ 山城 太 議会運営委員長 -----

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 -----

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 -----

-
- 座間味 薫 議長 暫時休憩します。(休憩時刻 午前10時37分)
 - 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前10時50分)

次に、與儀常次議員の発言を許します。10番與儀常次議員。

- 10番 與儀常次 議員 さきに通告いたしました2点について、一般質問をいたします。

質問事項1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について。質問要旨1. 保育園、学童クラブ、小学校、中学校のコロナ対策と国から学校へのコロナ感染症対策予算はどうなっておりますか。また若年、中年、妊婦へのワクチン接種についてはどのようになっていますか、お伺いいたします。質問要旨2. 運動公園の遊具、体育館等の使用は緊急事態宣言が解除してから使用できるのか、お伺いします。

質問事項2. 北山高校駅伝部保護者会からの嘆願書等の取り扱いについて。質問要旨、教育委員会への嘆願書等の取り扱いはどのようにしたか、お伺いします。以上。

- 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

- 玉城 奎 教育長 皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの10番與儀常次議員のご質問にお答えします。

質問事項1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策についてお答えします。質問要旨(1) 保育園、学童クラブ、小学校、中学校のコロナ対策については、国から示されている感染症対策ガイドラインや特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針に沿って、対策を講じています。国から各学校へのコロナ感染症対策予算については、上部団体等とも連絡を密にしながら、引き続き補助事業等の情報収集に努めてまいります。また若年、中年、妊婦へのワクチン接種については、8月中旬までに12歳以上の全村民に接種券の発送を済ませており、接種予約ができる状況にあります。接種を希望する方は接種日程を確認の上、予約日にワクチンを接種することができます。続きまして、質問要旨(2)の運動公園の遊具、体育館等の使用は、緊急事態宣言が解除されてから使用できるのかについては、緊急事態宣言の解除が前提であり沖縄県対処方針を基に感染状況を注視し、地域の実情等を踏まえて判断することになります。

続きまして、質問事項2. の北山高校駅伝部保護者会からの嘆願書等の取り扱いについて、お答えをします。北山高校駅伝部保護者会からの嘆願書は教育委員会で受理し、教育委員会に係る事項の確認を行いました。以上です。

- 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

- 10番 與儀常次 議員 最初から質問していきます。今答弁書を見ながら、学校のコロナ対策の予算は、上部団体と連絡を密にしながらということですけど。予算は各学校同じ金額なのか、小・中ですね。また、今婦仁小も兼次小も天底小も同じ金額で予算措置をやっているのか、別の市町村にも聞くと、いろんな予算措置がなされて対策ですね。例えば手洗い、マスク等々も買えるということであったんですけど、今婦仁村ではどういうことがありますか。それとまた保育園、小学校でひとり親世帯、また医療関係等で働く場所への対策はどのようなことに取り組んできたのか、お伺いします。

- 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

- 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの10番與儀常次議員の質問についてご説明いたします。

先ほど教育長から答弁いたしました国から各学校へのコロナ対策関連予算、補助金等ですが、つい先日メールのほうに来ていましたが、昨年度に実施しました各学校の校長の裁量で使えるような予算の、元々去年は各1校ごとに国が40万円を上限に補助しますということで、2分の1の補助金ということでした。ということで、昨年度は80万円ずつ各学校に補助金として補助しております。その要綱変更として、上限額を40万円上限にしていたのが45万円に引き上げまして、昨年度利用した額を差し引いて、ということは、今帰仁村40万円の上限について40万円活用しておりますので、5万円ということになります。残りのこの裏負担の5万円については、各自治体で考えてくださいということと、あと地方創生臨時交付金が活用できますので、それを活用してくださいという話でしたが、現在地方創生臨時交付金についてのはまだはっきりとした情報がかめておりませんので、そういう意味で上部団体とちょっと情報を密にしながら対応していきたいと考えております。額については1校当たりということになりますので、同額でございます。それから学校、先週1週間休校しておりましたが、1人学校について濃厚接触者には当たらない、かつ家で見える環境にないという児童については、学校での預かりを行いますということで、保護者には案内をしておりました。その際は、まるまるではありませんが、1プレートで納まる程度の給食も用意しますということで案内しておりましたが、学校に聞くと利用者はそれほど多くなかったと聞いております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 課長の説明では、学校では預かりがあるとかということでありませけれど、保育園とかではいろいろコロナが発生しましたけれど、どういう方法でこの預かり保育園をやったのかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 今回、今帰仁保育所においてコロナが発生しまして、臨時休園ということになりました。期間が8月の18日から月末までという期間でありましたが、その間ですら濃厚接触者に値する先生方が大多数を占めたことによって、子供たちの保育の環境、安全を確保できないということで、今回そういうエッセンシャルワーカーですか、という方々の受入れも止めていた次第であります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 預かりは、ひとり親世帯とか医療関係で働く保護者の対策に、やるべきだと思うんですよね。こういうのもあったのかどうかお伺いします。そういった人もみんな休みにしておいたのか、ひとり親世帯、仕事をどうしてもやらないといけないということもあるんですよね。そういう方々の調査もやったのかどうか、ただかかったから休みということになったのか。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 今回感染拡大防止の観点から、今帰仁保育所全クラスにおいて臨時休園ということでやりました。そういう方々の受入れも止めていた次第であります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 さっき保育園の保育士も濃厚接触ということであったので。じゃあ濃厚接触、

感染した職員等とかがいた場合、保健所から現場復帰していいとなったとき、そのまま現場復帰できるのか、今帰仁は今帰仁のまた延長ルールがあるのかお伺いします。復帰したらすぐできるのか。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの10番與儀常次議員の質問についてご説明いたします。

昨今の緊急事態宣言下において、かつ今帰仁村の最近のコロナの急速な拡大を見せる中において、例えば陽性になって、保健所からやはりある程度のこの保健所もある程度の指針があって、この指針に基づいてそれをクリアすれば学校に登校してもいい、あと先生についても職場復帰してもいいということではありましたが、先ほど言ったように今帰仁村の現状が、本当に急速に拡大して10名突破した日が先週2日間ありました。そういうところも学校を休業して、人流を抑えながらもそれでもやはり増えていったということも鑑みて、保健所が判断を下して解除になった先生、生徒についてもある一定期間やはり用心のために健康観察をしていただきたいというところで、これは基準というところは濃厚接触者がPCR検査等で陰性になって、最終的に感染者と接触した日から2週間はPCR検査で陰性にはなっていないんですが、2週間は健康観察をなささいというところがありましたので、陽性者に関しても保健所からの解除後2週間めどで、登校・登園を控えていただくような依頼はしてはいましたが、それも先生方がいなければ授業も成り立たない状況もございますので、その辺についても今後検討をしてどれが適当なのか、今の今帰仁村の急拡大を見据える中での抑制というところで何日が適当なのか、保健所のとおりに行くのがいいのかということも含めて、各学校の校長を含めて検討していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今課長の説明では、保健所がオーケー出しても今帰仁村独自の方法もまだあるということで認識していいですか。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの10番與儀常次議員の質問についてご説明いたします。

今帰仁村の教育委員会として、そのような基準を設けております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 保健所、専門家もオーケー出しているけれど、我々素人がまだ心配だからということで、何日間休園したらオーケーにして、休園を設定しているのか、これにはまた何か根拠があるのか理由があるのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時06分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時07分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの10番與儀常次議員の質問についてご説明いたします。

今現在今帰仁村では、沖縄県内でも新規陽性者の発生が非常に高い状況になっております。医学的見地からの保健所の指導では、罹患した方からの発生というのが一定期間を超えると非常に弱くなるというところで、コロナ感染が確認された当初からは少し短くなっている状況ではあります。ただ、今帰仁村こういった発生が急激に8月の中旬から増えております。そういった中で、実際に保健所のほうからは自宅療

養者として一たん自宅に帰した方、その家族が濃厚接触者となっている。そういった家族の濃厚接触者の中で、さらに発生事例がありますというところも伝えられておりますので、そういったことを鑑みると必ずしも保健所の言う期間が、安全とは言えないのではないかとということも鑑みて、感染拡大してさらに休園が延長すると、さらに村民への影響も大きいのではないかとということも鑑みた中で、そういった判断をしております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今課長が今帰仁村は大変なことだということもありましたので。職員ですね、接種担当部署の職員、沖縄市では7月8日の新聞に残業が多くて100時間以上で、もう職員9名が過労死ラインに達しているということでありますけれど、今帰仁は人工比率パーセントからすれば沖縄県一ということに認識しています。沖縄県も日本一ということに認識してしまいますけれど。今担当職員たちの接種担当に関わっている職員なんですけれど、残業は過労死ラインになっていないか答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 それでは、ただいまの10番與儀常次議員の質問についてご説明いたします。

実際コロナ禍になって、各自治体で取り組む業務が増えております。集団ワクチンの接種であったり、この感染予防対策であったり、通常業務にプラスされてその業務を受け持っております。可能な限り国のほうから人員の増ということで、予算等も組まれておりますが、やはりこういった指揮、指示を行うラインというのは正職員が担っているということでもあります。やはりこういった議員がおっしゃるように、通常的时间外が多いのではないかとということもなんですけれど、こういった業務に関しては今帰仁村内、役場庁舎内でも可能な限り全庁体制で対応しているところで、一方の課で大きな負担を強いることがないように配慮はしております。ただし、過労死ラインという月80時間が2か月から6か月ぐらい続く場合には、健康被害が出るということも認めやすいという、因果関係を認めやすいというこのラインにつきましては、今のところやはり少ないんですけれどももおります。そういったところも踏まえて、今後業務分担をさらに細かく行いながら、対応していくというところで取り組んでおります。集団ワクチン接種が、大きくこの町村の業務負担に関わってきておりますけれども、今のところ集団接種に関しては、今帰仁村10月をもってある程度完了するだろうと。ただし今後、第3回目の接種等がありますので、こういったところも踏まえて、今後の業務に関してはさらに課内及び全庁舎内で協議をして、一職員が業務過重にならないような対応を調整していきたいと考えています。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 では、次に進んでいきたいと思えます。

答弁書には、北山高校保護者会からの嘆願書を教育委員会で受理し、教育委員会に係る事項の。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時12分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時12分)

10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 教育委員会に係る事項の確認を行いましたとありますけれど、この係る事項の確認を行ってどういうことがなされたのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの10番與儀常次議員の質問についてお答えします。

教育委員会に係る事項の確認を行いましたと申し上げましたけれども、どういうことかと申しますと、まず嘆願書の中の教育委員会の事務分掌に関することを確認しております。その中で、社会教育課の事務分掌の中に、村運動公園の管理に関することがありますので、そのところを確認したということであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 次に、私が体協関係の方から1月22日に電話があつていろいろ聞いてきて、翌日村長、課長2人とこの件について、これはどうにかしないと大変するよということで。1月25日臨時会前に、8時40分村長室において課長2名と4名で両方呼んで、協議していかなければ大変なことになるということで始まりました。それも村長はやるといった返事でしたけれど、どういうことをやったのかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時15分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時17分)

比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 10番與儀常次議員の質問にお答えをしたいと思います。

私共この嘆願書が教育委員会から供覧されまして、まず初めに村長と確認しましたのは、北山高校という名称も出ていました嘆願書ですので、やはりその北山高校の学生、その子供たちをしっかりと見守ることを優先に取り組んでいこうというふうなことを確認をしております。それから、私のほうが沖縄県教育委員会に赴き、県立の学校ですので村役場としてどのような対処ができるのかということを担当職員と意見交換をしました。その中でこの担当職員からありましたのは、県教育委員会のスクール弁護士、学校の弁護士によりますと、このような問題は、発端は学校のほうで起っておりますので、学校と生徒そして保護者、その当事者間でしっかり話し合いを重ねていく必要があると、大事だというふうな見解を話されておりました。それから5月になりまして、学校の担当の先生のほうに私のほうから電話して、少し意見交換を含めて状況を確認したいということで電話をしましたが、その先生もこの問題については学校の問題ですということで、直接お話を伺うことはできませんでした。このようなことから、役場として一義的には県立学校の問題であるという認識の中で、沖縄駅伝の聖地として注目されている今帰仁村ですので、駅伝をとおした村づくりに取り組みたいという村長の強い意向のもとに、北山高校をこれまで同様にしっかりと支援して、その中で生徒・学生・子供たちを見守っていくという立ち位置で、この問題をどうにか解決したいという村長の思いもありましたので、村長共々に県立学校の門をくぐって3回ほど協議に取り組んだということであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今副村長は、顧問たちと話を持ったということですか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時21分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時21分)

比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 はい、話合いを持ちました。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 話合いを持ったら、どういった解決、対策はやったんですか。それと我々お願ひされて何名か、私が副村長に話しましたよね。意見交換しましょうと言ったけれど、やりませんでした。この理由はなぜですか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時22分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時23分)

比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 村長と共に、直接顧問、部長としっかり話をしました。先ほどもお話ししましたが、県のほうの見解それから学校としましても、この問題についてはやはり学校の問題だということがありますので、それを当然私共は少し越えて、今帰仁村にある県立学校を守ろうというところで話合いをしたりして、ぜひ解決していこうというところで取り組んでおります。議員からおっしゃったその意見交換については、そういったことからやはりまずは私たちがしっかり、できることをしっかりやって、そういったことも含めて、またできるだけ自分たちの中で解決したいという思いから、取り組んでいた次第であります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時25分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時25分)

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 -----
-----村長には顧問から去年の11月にどうかしてくださいと、電話あったでしょう。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時26分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時26分)

10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 保護者からこういう行動がなければ、今こっちでも議会でもないですよ。11月に関係者、学校から村長に去年の11月にどうかしてくださいと電話があったでしょう。これ答弁ください。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの10番與儀常次議員の質問にお答えをしたいというふうに思っております。

昨年11月、確かに学校関係者から電話がありました。それについて、先ほど副村長からありましたとおり、越年して今年の4月に県教育委員会のほうに赴かせました。その中で先ほど答弁があったように、スクール弁護士のほうからは、この件については行政は静観をしておいていただきたいと、あくまでもこれは学校と保護者の問題であると、いうふうなご指導を仰いでまいりましたので、しばらくは静観したほうがいいだろうという中で、静観しながらも私個人的に何かできることはないかということで、いろいろと

模索をしてきて、行動にも移しているところであります。これはあくまでも個人的な行動でありますので、これ以上お答えすることはないというふうに思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 この保護者のやった行動については、どう思っていますか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時29分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時30分)

比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 この件につきましては、その保護者の行動ということでありますので、役場の行政事務の範囲外だというふうに認識はしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 じゃあ職場を離れたら、そういう方は何やっても関係ないということで、理解していいですか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時31分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時32分)

比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 繰り返しになりますが、今回の件に関しては部活動の中での発端であるというふうに捉えております。そういったことから、一保護者の行動だというふうに捉えており、中にはその保護者の同僚というかその先輩が、いろんなその助言をしたというふうには聞いておりますが、あくまでも職場としての対応というのは、行政事務の範囲外だということに捉えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 この件について、嘆願書と書きました。そのほかに教育委員会、役場、村長、議会にどういふSOSお願いが、保護者、子供たち、顧問からあったか認識ありますか、村長。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時34分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時34分)

比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 お答えいたします。

嘆願書のほかに、陳情書が議会のほうに提出されたというふうには聞いております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 あの嘆願書、陳情書別にもあります。村長、陳情書、学校にまた関係者に顧問に陳情書、取り下げしなさいということを言った覚えありますか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時35分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時36分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 10番與儀常次議員の質問にお答えをしたいというふうに思っております。

先ほど来、陳情書ということについてでございますけれども、陳情書においてはこれは議会のほうで

しっかりと適切にこれは処理されたものというふうに理解をして、確か聞き及んだのは議長のほうで預かるということにおいて、この陳情書がこの世の中に出回るといことはないというふうに思っておりますし、陳情書の内容については、私は知る由もございません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 知る由もないのに、議会で陳情書の審議する前に学校、学校で子どもの面倒をみている方に陳情書の取り下げのお願いしたことがありますか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時37分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時37分)

10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 学校で子供の面倒を見る方に、そういうことをお願いした覚えありますか。陳情書取り下げするように、お願いしたことがありますか。-----

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時39分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時39分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時40分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時50分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時50分)

午 後

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時30分)

比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 先ほどの10番與儀議員の質問にお答えします。

これまで学校と事前調整を2回、それから全体協議を1回行いました。全体協議においての内容については、外部への公表を行わないということで先生方とも確認をしておりますので詳細は控えますが、議員がおっしゃる陳情書の取り下げということについては、一切村長は発言をしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今副村長が言ったことは、私も昼間確認しました。6月に陳情の取り下げをするように校長に言って、校長先生から顧問にということでありました。これは後で、また真実をやるんだったら、後々出てきますので。次に、9月4日顧問へ私の一般質問を取り下げるようにということもあったということですが、これも事実ですか。村長からあったと言ったんですよ。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時31分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時32分)

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時32分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時33分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの10番與儀議員の質問にお答えをしたいと思います。

その言った言わなかったは、個人が特定されますので、答弁は差し控えたいというふうに思っております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時33分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時33分)

10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今嘆願書とか陳情書の話も出てきていますけれど、この嘆願とか陳情のどういうことなのか、辞典引いて調べたことありますか村長。嘆願の意味、陳情の意味。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時34分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時34分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの10番與儀議員へお答えをしたいと思います。

嘆願書とは、実情を説明して何らかのお願いする文書のことです。法的な効力はなく、提出したからといって確実に事態が変わるわけではありません。しかし、提出することによって問題を感じてくれたり、改善を期待できたりするものであると、私は理解しているところであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 これあなた方の見解ですね、辞典にはそう書いておりません。嘆願とは自分より地位が高く、また力もある相手に何とかしてくれるように頼むことと書かれている、辞典には。そして、陳情とは実情を役場や政治家などに訴えて、何とかしてくれと頼むことなんですよ。辞典で調べてきましたので、これをどう解釈するかは個人の自由ですけれど。この言葉に頼まれたことに今まで向き合ってきたのか、自分の行動に向き合ってきたのか嘆願の意味も含めながら教えてください。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの與儀常次議員への質問にお答えをしたいと思いますというふうに思っております。

先ほど教育長から答弁がございましたとおり、これ教育委員会に関わる事項の確認を行い、行政においては供覧する、すなわち意思決定を伴う文書として回付されてまいりましたが、私はそれに対して誠意を持って対応してきたということでもあります。詳細につきましては、担当課長より説明をさせたいというふうに思っています。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時37分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時37分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 10番與儀議員の質問についてご説明申し上げます。

先ほどから嘆願書の件が出ておりますけれども、1月22日に嘆願書が教育委員会に提出された。その内容が先ほど答弁にもありましたけれども、教育委員会の関連する部分について一応に確認をして、それを村長部局といましようか総務課のほうに供覧していただいたところでありました。その嘆願書の中身について、公共施設等の利用に対するマナーの部分とか、こちらとしても共有してご本人に確認する内容がございましたので、それについては本人に確認を行ったというところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 皆さんはこれを受けて本人にどういう方法で、この行動に対して指導を行ったかお聞きします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまのご質問についてご説明申し上げます。

嘆願書が提出されてから数日たっておりますけれども、1月28日の日に本人を含め村長、副村長、それから私とお一方課長入れて、ご本人と5名の中で聞き取りを実施しました。その中で嘆願書に書かれている内容から、先ほど申し上げましたけれども、公共施設の利用に対するマナーの問題であったりとか、その辺の要望については、やはりこちらとしても公共施設は皆さん一緒に使うものでございますので、その辺のマナーについてとか、その辺についてはどういう状況であったのかとか、この嘆願書に沿って本人に確認を行いました。その中で、やはり誤解を招くような部分であったりとかというのは、ただ本人が意識はしていなくても、そういう周りがそう捉えてしまう部分もあるかと思っておりますので、その辺については重々注意した上でやるようにという注意のほうも行っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 では本人がそういう行動を分かっておりますけども、向こうの迷惑を被っている方々、子供たち、指導者のところに行って相談したり聞き取りしたか、どうしたほうがいいのかとお伺いしたことはありますか。

○ 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 10番與儀議員の質問にお答えいたします。

私は村長と2人で、2回ほど直接この指導される先生に意見交換ということで、学校のほうに赴いております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 悩みあったでしょう。これ対策どうしましたか。

○ 座間味 薫 議長 比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 この意見交換は2回ほど行って、3回目は学校の責任者を交えて協議を行ったということでもあります。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 協議だけして、汗流して対策しなかったということでもいいですか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後1時42分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後1時45分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの10番與儀常次議員への質問にお答えをしたいというふうに思っております。

これまで少なくとも今日まで私は学校とは、大変厚い信頼関係を持って対応してきたというふうに自負をしているところではあります。やはり教育と政治的中立性の確保、担保に鑑みて、そして学校関係者か

ら政治の場に持ち込むことは望まないということを強く要望されていた手前、これまでなかなか表に出しにくいというところもあったんですけども、今日に至るまでは誠意を持って行政として、そしてまた私個人的にも対応してきたつもりであります。しかしながら、この残念ながらきょうこれまでの信頼関係、ますます強く構築しようとは思っているんですけども、今このような議論のやり取りの中で非常に信頼関係が壊れると、対立構造をつくってはならないというふうに私は言葉を選びながら、これまで答弁してきたつもりであります。やはり第一義的にとっても子供たちにしわ寄せが、公になることによっていくんではないのかなということで、なかなかこう幹部共々対応には苦慮してきた、伝わりにくかったこともあると思いますけれども、やはり今後ともそういう信頼関係を築きながら、やはりこれは今後対応していくべきだというふうに思っているところであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時46分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時47分)

再開されています。再開して、質問してください。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 やると言うからどういう方法でやりますか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時47分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時47分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの10番與儀常次議員への質問にお答えをしたいというふうに思っております。

引き続き、学校そしてまた関係各位と色々な意見を拝聴しながら、しっかりと第一義的に子供たちのことを考えながら、対応を協議してまいりたいというふうに思っているところであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 こういうのは具体的に何月からどういう方法で取り組むか、次の議会までは青函面つくってください。そうじゃないと、うやむやに終わったら、北山高校の今後の存続の問題に関わるから言葉を強くして言っているんですよ。これは、陸上駅伝部はほとんどが村外からだから、変なことになったら来なくなるから議会でやっています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 次に山城 太議員の発言を許します。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 さきに通告しました点について質問いたします。

コロナ対策について。妊婦に感染が確認された場合、村の対応、対策、医療機関との連携はどうなっているか伺います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 9番山城 太議員の質問にお答えをしたいと思います。

質問事項のコロナ対策についてお答えをいたします。妊婦が感染された場合については、沖縄県が感染者対応や医療機関との連携の役割を担っております。村では、母子保健コーディネーターや保健師が妊産婦の相談に随時対応をしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 県が感染者対応や医療機関との連携の役割とありますが、今帰仁村内にそういった患者が出た場合、すぐ北部病院が対応してくれるのか。現状はどうなっているのか伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時51分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時51分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの9番山城 太議員の質問についてご説明いたします。

まずコロナの感染症に感染した場合には、まず判明した場合は保健所に連絡が行くことになっております。そして、その保健所からその本人の体調等、感染状況を確認した中でしかるべき医療機関につなぐという形になります。症状が軽い場合においては、療養所等というところも有り得ますというところがございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 実は今私の妻が妊娠しております、その中で早産の危険があるということで、産道付近を縛ってオペしているんですよ。早産しないように子宮の入り口、結んでいるんですよ。そういった場合に、こういった状況で感染して急変が起った場合には、すぐ対応してくれるのかですね、その辺の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

医療機関でありますので、緊急の場合にはもちろん命の危険等踏まえてですので、その状況によって医療側での対応という形になります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 以前、千葉県でしたかどこでしたか、そういった事故で赤ちゃんが流産して亡くなった件があります。それも踏まえて早急な対策・対応をできるのか、再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

やはり専門的な部分でありますので、これは一村が対応というよりは、その医療機関につなぐ役割というところを踏まえると、適切な医療を施せるような形になりますので、そういったつなぎに関しては、村から離れて医療機関での対応となります。その方の状況によって、緊急度に応じて適切な対応がされるというところでありまして。私たちがその対応について、お約束と言うんでしょうか、そういったところを話せる今立場ではございませんので、控えさせていただきます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 では、そういった急変があった場合に受入れられないというふうに言われたら、この方どうすればよろしいでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時55分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時55分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

妊産婦等につきましては、懐妊したというお知らせがあって、母子手帳そういった交付から随時体調に関する事、子育てに関する事については、担当保健師のほうで誠意を持って一応対応しております。その中で、昨今コロナに関しては妊産婦のコロナへの対応、疑問に思うこと全てそういったものに関しては、こちらにある情報についてはお伝えをしておりますし、それはまたそういう専門機関等についても、どのような対応をしたほうがいいのかということは随時対応しています。ことが起ってからというよりは、ことが起る前に想定されるものの相談についても受けておりますので、国とそういった専門機関のほうでしっかり対応できるように、そういった情報を流しているという状況です。救急の場合に関しては、もうやはり救急搬送という形になりますので、そういう速やかな医療が受けられるような体制につながるところになっているというところであります。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 地域の妊婦が安心して出産できるように、今後とも尽力していただきたいと思います。再度答弁求めます。村長からいただけますでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 9番山城 太議員の質問にお答えをしたいと思っております。

本当この新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、本村においても大変感染が広がっているという中で、妊婦の方、先ほど奥さんも妊娠されていると、きのう会いましたけれども、非常に日常生活の中でもいろんな制約をされて、そしてまた奥さん自身そしてまた赤ちゃんの健康などにも不安を抱えながら、生活を送っているというふうに理解をしているところでありまして、心中を察したいというふうに思っております。先ほど課長からもありましたけれども、やはり行政においてもこの医療支援、医療の情報というんですか、そういうところも非常にこう最大限使える、そしてまた整備・周知にしっかり努めて、極力妊婦の皆さんに寄り沿った対応を行っていきたいというふうに思っているところであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 はい、以上で山城 太議員の一般質問は終了でございますけれども、本日3名の方が一般質問をされました。本日の一般質問における吉田議員及び與儀議員の発言については、後刻記録を調査して処置することにいたします。ご了承ください。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会時刻 午後2時00分)

※新型コロナウイルス感染症防止対策により、以下4名の議員は文書質問方式にて執り行われました

○ 3番 與那嶺 透 議員 質問事項1. 学校給食について。新型コロナウイルス感染対策として、全員が同じ方向を向き、なかなかおしゃべりもしにくい状況でただひたすら食事を摂っている状況である。学校生活の中でも楽しい時間を過ごせるはずの給食の時間が、このような状況では食事の楽しさや大切さを学ぶことができなくなるだけでなく、学校に対しての魅力が低下していくのではないかと懸念しているが、当局

の見解を伺います。

また、アクリルボードなどの活用や教職員の積極的な関わりでコロナ禍以前のような楽しい給食の時間を設けることができないか伺います。

質問事項2. 村立小学校の運動場整備について。強風等で煽られて地肌が覗いていたり、地中の岩がむき出しになっている箇所が見受けられた。これから運動会などを控えていることから早急な点検と整備が求められるが見解を伺います。

○ 玉城 奎 教育長 質問事項1. 学校給食についてお答えします。

コロナ禍での給食については、児童生徒の楽しい時間が奪われているとは思いますが、現在の今帰仁村の新型コロナウイルス感染症の急拡大に鑑みると、マスクを外す機会をなるべく減らし、感染防止に努めて頂きたいと考えます。

提案のありましたアクリルボードなどの活用については、給食前に設置し、給食後には消毒して片付ける等の作業ができます。また、アクリルボードも児童生徒の3方を囲うように配置するには、児童生徒数に加えグループ数分の枚数確保と、収納場所の確保が必要になり、現状では難しいと考えます。できるだけ早く元の「楽しい給食時間・楽しい学校生活」を取り戻すべく児童生徒には我慢を強いることとなりますが、改めて対策の徹底、意識の向上をお願いしたいと考えております。

質問事項2. 村立小学校の運動場整備についてお答えします。

学校施設の早急な点検と整備については、定期的に施設点検に努めています。今後も学校と連携しながら、整備が必要な箇所について調整してまいります。

○ 3番 與那嶺 透 議員（二次質問） 質問事項1. 学校給食について。

12歳未満のワクチン接種ができない中で、このままコロナ禍の中で「楽しい給食の時間・楽しい学校生活」を知らないまま卒業していくのではないかと、また児童たちは我慢を強いられているような気持ちでいるのではないかと大変危惧している。

好き嫌いの多い子や、食が細い子は他の子のパクパク食べている姿を見て刺激を受けて食べだす子もいる。少しずつだが偏食を克服していけることがある。そういう意味でも給食時間の過ごし方は重要であると考えており、コロナ禍におけるこのことに対する見解と、楽しい学校生活に対する見解を伺います。

アクリルボードについては給食の時間だけの活用ではなく、3方を囲うU字型のボードを一人一人の机に固定するのはどうか。それならば設置の手間は省けるし、清掃時に机と一緒に消毒すればよいのではないか。費用は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を活用できるのではないかとと思うが見解を伺います。

一次質問通告でも質問したが、担任を持たない教職員は給食の時間は積極的に低学年の教室に入り、一緒に食事をしながら食が進まない子等の支援ができないか伺います。

○ 玉城 奎 教育長 質問事項1. 学校給食についてお答えします。学校給食は、児童の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、新型コロナウイルスの感染リスクが一番高い活動とされています。

現在の沖縄県、今帰仁村内の感染状況等を鑑みると、学校で行っている感染症拡大防止の対応を継続して行い、気を緩めることなく、学校の新しい生活様式を踏まえ、一方向に向かったの黙食を行うことで、

万が一無症状の感染者が登校していた場合にも感染拡大を最小限に抑えることにより、以て楽しい給食時間を取り戻すための大事な時期と理解頂きたい。

提案のあったU字型の亚克力板を固定することについても、学校現場から意見を聴取したところ、授業中の机上のスペースが限られることと、給食時に対面、マスク無しで食事を行うと、その後の亚克力板の消毒作業に時間を費やすことになり、児童等への更なる負担増につながるとの意見がありました。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、担当部署に確認したところ、未だ配分等の情報が無いとのことでした。

担任を持たない教職員については、各校1～3名が担任をもっていません。低学年児童への給食支援については、給食準備室での配食の担当であったり、専科教諭で4時限目まで授業を行い、その後片付け等があるため、ほとんど給食開始時間に間に合わないという状況もございます。

学校としては、可能な限り対応していきたいとの回答をもらっていますが、現状では難しいと考えます。

今帰仁村の新型コロナウイルス感染症の若年者への急拡大に鑑みると、マスクを外す機会をなるべく減らし、感染拡大防止に努め、できるだけ早くコロナ収束後の「楽しい給食時間・楽しい学校生活」を送れるようにするため、対策の徹底、意識の向上維持をお願いしたいと考えております。

○ **3番 與那嶺 透 議員（三次質問）** 質問事項1. 学校給食について。学校現場では消毒に費やす時間や負担が増えることは十分認識しているところです。しかしながら入学して間もない1年生や2年生にとって現在の状況が当たり前になってしまっている。今この年齢でしか味わえない学びや楽しみを大変だからと言って奪ったり抑制したりしていいのだろうか。見解を伺います。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については配分等の情報が無いという事であったが、情報がないというのと、活用可能な類の交付金あるいは補助事業等がみつからなかったというのでは大きな差がある。情報が下りてくるのを待つのではなく、情報を探しだし、取りに行く積極的な姿勢を期待しているが、全庁体制で調査しての答弁だったのか伺います。

子どもたちの健やかな成長をサポートするのは我々大人の務めである。今この時間も子どもたちはたくさんの我慢を強いられていることを強く認識し、我々は最善の努力と結果を求められていると感じている。改めて村長の見解を伺います。

まだまだ先の見えない新型コロナウイルスとの戦いであるが、誰一人取り残されることがないように一丸となって乗り越えていけることを願い一般質問を終わります。

○ **玉城 奎 教育長** 質問事項1. 学校給食についてお答えします。質問要旨の「今この年齢でしか味わえない学びや楽しみを大変だからと言って奪ったり抑制したりしていいのか」については、本村でも、若年者の感染者が発生しましたが、学校内において、いかに子どもたちの安全を確保するか、学校職員は日々奮闘しているところです。繰り返しになりますが、国、県の指針も踏まえた上で現在行っている新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を継続して行うことが、アフターコロナでの「楽しい給食、楽しい学校生活」に繋がるものと考えております。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等については、沖縄県教育庁への問合せ及び担当部署においても、上部機関への問合せを行っており情報収集を行っているところです。現在のところ、

令和2年度の国の繰越予算が活用できるとの情報は得ておりますが、配分枠があるのか、申請時期はいつ頃になるのか等の情報が得られておりません。他の活用できる事業についても、引き続き情報収集に努めております。

子どもたちの健やかな育ちを支える学校給食は重要な機能であると認識しています。

一方、マスクを外しての会食となることから、新型コロナウイルスの感染リスクが一番高い活動ともされております。

現在、学校で行っている感染症拡大防止の対応を継続して行い、気を緩めることなく、学校の新しい生活様式を踏まえ、アフターコロナでは、級友と楽しい時間が過ごせるよう、今は、感染対策の徹底、意識の向上維持をお願いしたいと考えております。

○ **1番 島袋 誠 議員** 質問事項1. 村立小中学校におけるタブレット端末活用状況について。質問要旨1. 令和2年度に地方創生臨時交付金を活用し、村立小中学校の児童生徒に対し一人一台のタブレット端末が貸与できるよう配備された。各学校における現時点までの活用状況を伺う。質問要旨2. コロナ禍が続く中、今後予想される休校・分散登校の際に「学びの確保」ができる手段として期待されるがオンライン授業は授業日数として計上できるか伺う。

質問事項2. 村立小中学校における修学旅行実施について。質問要旨1. 児童生徒の心身の発達や学校生活の充実を図る目的で修学旅行の役割は重要だと認識している。令和2年度の各学校の実施状況・内容について伺う。質問要旨2. 沖縄県においては5月23日からの緊急事態宣言が続く中（8月27日現在）計画するのも厳しい現状であると理解されるが、令和3年7月21日付けで観光庁・国土交通省・文部科学省より「修学旅行等の中止・延期に伴うキャンセル料等への地方創生臨時交付金の活用について」が示された。活用事例として新型コロナ感染症対応のために生じた追加的費用に対しても補助できるとされている。

同じ学び舎で過ごした友人や先生との一生の思い出にもなりうる修学旅行実施計画に向けて後押しになると考えるが、村当局としての見解を伺う。

○ **玉城 奎 教育長** 質問事項1. 村立小中学校におけるタブレット端末活用状況についてお答えします。質問要旨1の各学校におけるタブレット端末の現時点での活用状況については、学年閉鎖とした中学校1年生、2年生と、3年生の一部で登校自粛等の生徒はWi-Fi環境が整っている家庭を対象に、オンラインでの授業等を行いました。小学校については、オンラインを活用した課題提供等、各校とも工夫しながら端末の活用を進めております。質問要旨2のオンライン授業が授業日数として計上できるかについては、文部科学省より「授業時数に含めて扱うものではない」とされております。ただし、「学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行令に反するものとはされない」と示されております。

質問事項2. 村立小中学校における修学旅行実施についてお答えします。質問要旨1. 令和2年度の各学校の実施状況・内容については、コロナ禍での状況を踏まえたうえで、兼次小学校が10月29、30日に本島南部、今帰仁小学校が10月15、16日に国頭3村へ、天底小学校が7月9、10日に本島南部へ、それぞれ修学旅行を行っており、今帰仁中学校は中止としております。

質問要旨2の修学旅行等の中止・延期に伴うキャンセル料等の地方創生臨時交付金の活用について、情

報収集に努めてまいります。

また、修学旅行の費用及びキャンセルの時期等によるキャンセル料について、情報確認を行っているところであります。

○ **1番 島袋 誠 議員（二次質問）** 質問事項1. 村立小中学校におけるタブレット端末活用状況について。質問要旨1. 各学校に大きな差があってはならないと考えるが教育委員会での対策は講じたか伺う。

朝の時間帯にアクセスが集中して回線がパンク状態になった事例が村内でもあったと聞いているがどのような対策を講じたか伺う。質問要旨2. 本村におけるオンライン授業の内容、特に今帰仁中学校においては県内の中でも進んでいるとの声が他自治体からも聞いている。さいたま市では8月24日から9月12日までの措置として「ハイブリッド授業」（学校での対面授業と同時に、感染不安から登校を控える児童生徒は自宅でオンライン授業を受ける。）を実施し、「オンライン授業の参加は欠席としない」としたが、本村でもこのような事例を導入できないか伺う。

質問事項2. 村立小中学校における修学旅行実施について。質問要旨1. 各小学校が時期・場所等もいろいろ工夫して取り組んだ状況が伺える。そして対策を講じた結果修学旅行において感染者を出さなかったことは、見事な結果だと感じる。今帰仁中が中止となったのはどのような理由か伺う。

質問要旨2. 今議会に、今帰仁中学校校長、PTA会長より請願書が提出されている。学校・保護者の思いが詰まったものだと感じている。他の3小学校でも同様に計画できるよう、地方創生臨時交付金等の活用は実施に向けて情報収集を進めて実現させていただきたいが、再度見解を問う。

○ **玉城 奎 教育長** 質問事項1. 村立小中学校におけるタブレット端末活用状況についてお答えします。質問要旨1の教育委員会での対策は講じたかについては、学校が主体に活用しており、教育委員会としては、GIGAスクールサポーターを配置し、各学校への支援を行っております。

また、朝の時間帯にアクセスが集中して回線がパンク状態になった事例については、昨年度行った各校の校内ネットワーク環境の整備と、光回線の導入により校内インフラの整備は整っております。原因としては、接続先のサーバーが想定を超えるログイン数になったため、サーバーに急激に負荷がかかり一時ログインできない状態があったこと。現在は、今後の需要も想定し、強化改善されたと報告を受けております。質問要旨2の「ハイブリッド授業」及び「オンライン授業への参加は欠席にしない」については、中学校三年生について分散登校としておりましたが、登校を控える生徒については、オンラインを活用したいわゆるハイブリッド授業を行いました。

また、オンライン授業での出欠の扱いについては、文部科学省より「授業時数に含めて扱うものではない」とされております。本村においても、欠席扱いではなく、出席停止の扱いとしております。

質問事項2. 村立小中学校における修学旅行実施についてお答えします。質問要旨1の今帰仁中学校が中止となったのはどのような理由かについては、コロナ禍での状況を踏まえ、修学旅行先を当初予定の関西とするか、九州、与論島、沖縄本島内とするかで、生徒含め保護者へアンケートを実施し、九州案が多数を占めたため九州への修学旅行実施に向け調整等を行っていたが、いわゆる第2波が始まった頃ということもあり、参加希望者が68%程度になったため、やむなく中止となったと聞いております。質問要旨2

の他の3小学校でも同様に計画できるよう、地方創生臨時交付金等の活用については、現在配分が決定している地方創生臨時交付金については、事業者支援分とされ、使途が限定されております。

地方創生臨時交付金の事務担当部署及び沖縄県教育庁へ情報収集を行っておりますが、現在のところ、令和2年度の国の繰越予算を活用できるとの情報はありますが、配分枠があるのか、申請時期はいつ頃になるのか等、情報が得られておりません。引き続き情報収集に努めてまいります。

○ **8番 與那勝治 議員** 質問事項1. 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告について。令和3年度償却資産申告書の提出件数と、新型コロナウイルス感染症特例措置に関する申告件数はそれぞれ何件あったか。また、双方を受け付ける際、どのように振り分けるのか等、チェック方法についての説明を求めます。

質問事項2. 村運動公園の総合計画・施設整備について。

今回の東京オリンピックにおいて新種目となりました空手やスケートボード、スポーツクライミングなど、新たな魅力が創出された大会となりました。

そこで、本村運動公園にありますブルペンやホッケー場等の既存施設を刷新し、スケートボード等新たな競技を行える施設の増設を行い、スポーツの力で青少年の健全育成につなげることや、スポーツによる村民の健康づくりに寄与するためにも、今帰仁村第5次総合計画に紐づけて運動公園の総合計画を作成し、改修できないか伺います。

○ **久田浩也 村長** 質問事項1. 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告についてお答えします。

令和3年度償却資産申告書の提出件数は455件で、新型コロナウイルス感染症特例措置に関する申告件数は106件、その内訳は事業用家屋が69件、償却資産が37件です。

双方の振り分け方法については、窓口や郵送で提出される申告書は紙ベースとなりますので、受付もスムーズです。一方、電子申告では添付書類を含む申請者の申告データを取得し、受付作業を進めます。特に令和3年度に限った特例措置の申告データは、通常の償却資産電子申告分とは異なり、添付等のデータの保管場所が統一されていない等のケースもあるため、慎重にデータを取得し受付を行ったところです。

チェック方法については、固定資産税係が対応します。特に電子申告の場合は主として償却資産担当がデータを取得し、家屋担当職員等を含めてデータ取得の状況確認や書類の審査を行っております。

○ **玉城 奎 教育長** 質問事項2. 村運動公園の総合計画・施設整備についてお答えします。

運動公園の総合計画を作成することについては、現行の第四次総合計画後期基本計画において、村民がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に楽しめるよう体育施設の利用促進・施設整備や機能強化を図ることとされており、村総合運動公園の整備拡充についても検討するとされています。

第五次総合計画においても、第四次総合計画の評価・検証及び住民意見を踏まえ、策定してまいります。村総合運動公園の施設等整備については、総合計画に沿って補助事業採択要件等に合致する個別の計画を策定し、整備に努めてまいります。

○ **8番 與那勝治 議員（二次質問）** 質問事項1. 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告について。

答弁の中で「特に令和3年度に限った特例措置の申告データは、通常の償却資産電子申告分とは異なり、添付等のデータの保管場所が統一されていない等のケースもあるため、慎重にデータを取得し受付を行った」とあります。コロナ禍の中、多忙な業務に加えて特例措置の対応もしなければいけないなど、混乱が生じミスにつながるケースもあるかと思われまます。

今回、特例措置対象となる申告であるにも関わらず、通常処理されてしまった案件はあるか。あるなら何件ほどあったのか伺います。

質問事項2. 村運動公園の総合計画・施設整備について。

いちから運動公園全体を改修するにはコストが掛かりすぎてしまい現実的ではありませんが、今ある施設を機能強化することや、使われていないスペースを有効利用することで新たな競技の施設整備も可能ではないかと考えます。

体育施設の利用促進を図る一つの例として、ブルペンのマウンドやホームベース周りを黒土に変え、その他の部分を人工芝にし、雨風対策やナイター設備を施すことで、村内学生はもとより野球人口の多い今帰仁村民の利用頻度は格段に上がると思われまます。

そこで、ブルペンやホッケー場等の既存施設の改修や、東京オリンピックより新種目となったスケートボードや3×3など、競技人口がますます増えると見込まれる種目に対し施設整備を進めて頂きたいと考えますが、見解を伺います。

※スケートボードを公道で練習している子供たちがいるので、危険を感じる。

○ 久田浩也 村長 質問についてお答えします。

特例措置対象となる申告の中で通常処理をしていた件数は5件です。いずれも把握した時点で速やかに更正し、特例措置における軽減決定を行っております。

○ 玉城 奎 教育長 質問事項2. 村運動公園の総合計画・施設整備についてお答えします。

既存施設の改修や、東京オリンピックにより新種目となった競技人口がますます増えると見込まれる種目に対し施設整備を進める考えについては、総合運動公園は整備から36年経過しており新たな整備計画を立案する時期と捉えています。

既存施設の改修については施設を機能強化することで対処し、東京オリンピックにより新種目となった施設整備については、村民等のニーズや競技の特性及び運動公園の立地に相応しい施設であるか等、総合的に判断し整備することになります。

○ 2番 上原祐希 議員 質問事項1. 新型コロナウイルス対策について。

質問要旨(1) 新型コロナウイルスの感染拡大により、本村においても感染者数が広がる中、学校の始業のタイミングと重なり、明確なガイドラインもない中で村の判断も厳しい状況であったと考えるが、対応状況を伺います。質問要旨(2) 介護が必要な方がおられる世帯における、介護者が感染者になった場合の対応など、今後様々なケースに対する対応が求められてくると考えるが、県からはその対応などが示されているのか伺います。

質問事項2. 子供の遊び場の確保について。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、今帰仁村においては自然海岸や川などが多くあり、唯一の憩

いの場となっているが、海浜への立ち入りも規制される状況になってきた。感染対策は徹底した上での村民利用についての見解を伺います。

また、名護市などは公園も開放しているが村の見解を伺います。

○ **玉城 奎 教育長** 質問事項1. 新型コロナウイルス対策についてお答えします。質問要旨(1) 学校の始業のタイミング等、対応状況については、始業日前日の8月25日(水)16時頃に「学童に通う児童の同居親族が陽性者となった」旨、連絡があり、学童クラブでの当該児童と他児童との関わりについて情報収集を行いました。その結果、登園していた全児童が濃厚接触者となり得るとの推測から、学童クラブより、登園していた全児童の保護者へ「同居親族が陽性になった事実と、8月26日(木)始業日当日の登校について考慮いただくよう」電話で連絡しております。教育委員会としても、8月26日付けで登校・登園に関する注意喚起の文書を学校へ発出し、保護者への周知依頼も併せて行いました。8月27日(金)に緊急校長会を開催し、今帰仁村の現状と各学校の状況について情報共有を行いながら、村内、取り分け若年者の感染拡大防止の観点から、小中学校を休業し、人流抑制すべきとの意見を踏まえ、学校設置者である村長を含めた協議のもと、9月5日(日)までの全校休業を決定いたしました。

今後については、感染症罹患者が出た場合、文部科学省及び沖縄県が示したガイドラインに準じて作成した今帰仁村立学校休業等ガイドラインを基準に対応してまいります。

○ **久田浩也 村長** 質問事項1. 新型コロナワクチンについてお答えします。質問要旨(2) 介護が必要な方がおられる世帯における、介護者が感染者になった場合の対応などについては、家族が支援できない分、ショートステイや訪問系サービスなど、介護施設に頼らざるを得ない状況にあります。現在のコロナ禍にあっては、施設受け入れも慎重にならざるを得ず、仮に受け入れる施設があっても施設内で感染者が発生した場合、深刻な介護従事者不足でサービスの提供が非常に困難となります。

沖縄県では、これらの課題を解決すべく、人材派遣に協力できる介護事業所の登録制度を開始しましたが、県下における登録事業所は11事業所となっております。

質問事項2. 子供の遊び場の確保についてお答えします。

村施設である総合運動公園のホッケー場・サブグラウンド・イベント広場の芝生や遊具施設とともに、村民の浜においても、村内外の多くの方が利用していました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、これまでの生活様式が一変し、新しい生活様式の徹底した実践が求められる状況となっています。また、最近の感染状況は過去最多を更新するなど、コロナ収束の出口は未だ見えない現状となっています。村としましては、沖縄県の緊急事態宣言等を踏まえ、海浜への来訪自粛周知の為に看板設置やチラシ配布、公園遊具などの利用規制などを行っているところです。

今後も「新しい生活様式の実践」の更なる徹底を進め、沖縄県対処方針を基に感染状況を注視し、地域の実情を踏まえ、村民を限定とした利用を含め施設利用の検討をしてまいります。

○ **2番 上原祐希 議員(二次質問)** 質問事項1. 新型コロナウイルス対策について。質問要旨(1) 始業のタイミングの対応については理解しました。

村内の感染拡大に伴う大変難しい対応に迫られる中であったと思うが、感染リスクが心配な児童には出席停止扱いとし、欠席とはならない対応とするなど、配慮する対応もしている。ただ、親の判断において

出席停止とした時、勉強の遅れなどの心配も危惧される。家庭によっては、親が勉強の面倒をみられない家庭もあるかと思う。そのような児童に対する対応として、課題を与えるなどできないか。村の見解、対応を伺います。質問要旨（２）県の対応として理解しました。

コロナウイルス感染者に対する対応については、保健所の管轄になるため県の対応となり、村としての対応は難しい中、自宅療養者に対する食糧支援など、村で出来る事の対応は早く素晴らしい事と感じる。

介護が必要な方がおられる世帯における、介護者が感染した時の対応などは、他県の対応をみると、あらかじめ複数の福祉施設や医療施設を協力施設と認定し、連携して受け入れる対応がマニュアル化され、ホームページでも公表されている事など、様々な状況を考慮した対応が整備されている事から、とても安心できる環境が整っている。

ワクチン接種が進みながら、重症化を抑え、集団免疫を獲得するまでは、まだまだ時間がかかると考える。デルタ株による感染に移行する中、乳幼児、児童にも感染し重症化するケースもみられ、これまでにない対応の更なる強化が必要である。他県の対応策などを参考にしながら、沖縄県における感染症対策支援を今議会で要請し、県民及び村民が安心して過ごせる環境整備を村当局とも連携しながら進めていきたい。村としての見解を伺います。

質問事項２．子供の遊び場の確保について。名護市などでは、各区内に公園が整備され、常に解放されている。５月から発令された緊急事態宣言が長期化する中、市民の一息つく憩いの場として機能している。管理は区などに任されていると考えるので、村の対応として比べる事は難しいが、主な公園が村営にある施設のみである本村における対応として理解は出来る。

ただ、緊急事態宣言に伴い、行動範囲が制限され、子供を抱える世帯においては、精神衛生上、及び健康な心身の発育に伴う観点から、感染防止に気をつけながらも、子供達を遊ばせてあげられる環境は必要と考える。本村の見解を伺います。

○ **玉城 奎 教育長** 質問事項１．新型コロナウイルス対策についてお答えします。質問要旨（１）親の判断による出席停止とした児童の学習課題を与えるなどできないかについては、高学年はリモート授業を行ったり、学習支援ソフトの活用、プリント等課題を配布、回収・チェックを行うなど、登校を控えている児童の学習保障に対し、各学校工夫しながら対応しております。

○ **久田浩也 村長** 質問事項１．新型コロナワクチンについてお答えします。質問要旨（２）の２次質問については、在宅介護を行う世帯において、介護者がコロナウイルスに感染した場合は、介護福祉施設等に頼らざるを得ない状況にありますが、新型コロナ感染拡大下にあっては、村内を含む近隣市町村の介護サービス事業所は、緊急時の受け入れ体制に余力がない現状にあります。本村ではそれらの課題に対応するため、まずは、村内事業所に対して沖縄県が行う人材応援派遣事業への参加を促すほか、北部地区医師会と北部構成市町村との意見交換会を行うなど、先進地の実践事例を参考にしつつ、今後の継続的な支援と課題解決に向けて北部圏域全体で取り組めるよう関係機関と連携してまいります。

○ **玉城 奎 教育長** 質問事項２．子供の遊び場の確保についてお答えします。

緊急事態宣言に伴い行動範囲が制限されるなか、感染防止に気をつけながらも、子供たちを遊ばせてあげられる環境の必要性については、緊急事態宣言下における子供の感染対策による活動制限・運動不足が

長引く影響として精神衛生上及び健康な心身の発達の影響があるとして、村民や専門家からもコロナ禍の健康第二次被害として指摘されているところでございます。村としては、子供世帯の行動制限による心身への影響を察するところであり、遊ばせてあげられる環境の必要性を認識しているところでございます。

緊急事態宣言解除後の公共施設における子供の遊び場の確保として、特に不特定多数のお子さんが入れ替わり全身を使い利用する遊具等については「体調が悪いときは利用を控える」「すいた時間・場所を選び、ゆずりあう」「人と人との距離をあける」「こまめに手洗いか手指消毒をおこなう」こと等について、利用者が自ら行う感染予防対策を実践することに努めていただくことを前提に、利用制限の緩和をしていきたいと考えています。